

県内企業インターンシップ等促進事業に係る業務

企画コンペ実施要領

令和 7 年 2 月

岩 手 県

県内企業インターンシップ等促進事業に係る業務 企画コンペ実施要領

本要領により、県が実施する「県内企業インターンシップ等促進事業に係る業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

(1) 業務件名及び数量

「県内企業インターンシップ等促進事業に係る業務」一式

(2) 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月24日（火）まで

(3) 募集する企画提案の内容

資料2「業務仕様書」のとおり

(4) 委託料の上限額

6,686千円以内（税込）

※ 本業務は、令和7年度一般会計予算の成立を前提として公募を行っていることから、令和7年度一般会計予算が議決されなかった場合は、本件業務委託手続きの停止措置を行う。

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）が採択されなかった場合に当たっては、本件手続きの停止措置を行う。

2 企画コンペの参加要件等

参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者であること。

〔参加資格の要件〕

- (1) 岩手県内に本社、支社、主たる営業所又はこれに類する事業拠点を有し、本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。

- (6) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) (6)までの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (8) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画コンペ手続等に関する事項

(1) 担当課

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室（岩手県庁 2 階）

住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号

電話：019-629-5593 F A X：019-629-5589

電子メールアドレス：AE0005@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※トップページ (<https://www.pref.iwate.jp/>) → 「県政情報」 → 「入札・コンペ・公募情報」
→ 「コンペ」 → 「コンペ参加者募集情報」

【交付資料】

資料 1 企画コンペ実施要領（本書）

資料 2 業務仕様書

資料 3 企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

- ① 受付期間 令和 7 年 3 月 3 日（月）17：00 まで
- ② 提出方法 【様式 1】質問票により電子メールで提出すること。
- ③ 回答方法 質問事項と回答事項を取りまとめ、岩手県公式ホームページに掲載する。
- ④ 回答期限 随時、回答する。

なお、最終回答の期日は、令和 7 年 3 月 5 日（水）とする。

(4) 企画コンペ参加申込書等の提出

参加者は、企画コンペ参加申込書等を、下記により提出するものとする。

① 提出書類

ア 企画コンペ参加申込書【様式 2】（1 部）

イ 参加者の組織等に関する事項調書【様式 3】（1 部）

ウ 直近の財務諸表（1 部）

- ② 提出期限 令和 7 年 3 月 6 日（木）17：00 まで[必着]

- ③ 提出先 岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室
（住所等は上記「(1) 担当課」を参照）

- ④ **提出方法** 持参又は郵送による。
- ・ 持参の場合は、**午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間**に持参のこと。
 - ※ 土・日・祝日を除く。
 - ・ 郵送の場合は、書留郵便等配達記録が残る方法により、期日までに必着のこと。

(5) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を、下記により提出するものとする。

① 提出書類

ア 企画提案書 (任意様式で 9 部)

イ 積算内訳書 【様式 4】 (9 部)

※ 本業務の実施に要する費用の内訳 (項目、数量、単価、金額等) を明らかにすること。
(費用は業務内容別に区分ごとに記載のこと。)

② **提出期限** 令和 7 年 3 月 10 日 (月) 17 : 00 まで [必着]

③ **提出先** 岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室
(住所等は上記「(1) 担当課」を参照)

- ④ **提出方法** 持参又は郵送による。
- ・ 持参の場合は、**午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間**に持参のこと。
 - ※ 土・日・祝日を除く。
 - ・ 郵送の場合は、封筒表に、企画提案書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて、期日までに必着のこと。

※ その他、資料 2 「業務仕様書」の内容に留意の上、適正な提案を行うこと。

(6) 企画提案の無効

下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ・ 提出期限を過ぎて提出された提案
- ・ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 90 条 (公序良俗違反)、第 93 条 (心裡留保)、第 94 条 (虚偽表示) 又は第 95 条 (錯誤) に該当する提案
- ・ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ・ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

4 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料 3 「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選考を行う。

なお、企画提案書等の内容が、上記「1 本業務の概要」(4)の額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

(2) 受託候補者の決定

- ① 県は、審査結果に基づき、第 1 順位の受託候補者を決定する。
- ② 審査結果は、受託候補者を決定後、各参加者に郵送により書面で通知する。
- ③ 第 1 順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

- ④ 参加者が1者のみであった場合でも、審査を行い、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価するものとする。

5 契約に関する事項

(1) 見積書の徴取

決定した受託候補者から提出された書類を基に、県と候補者との間で仕様書の内容等を協議し、改めて受託候補者に見積書の提出を求める。したがって、「3 企画コンペ手続等に関する事項(4)企画提案書等の提出①提出書類」で提出した積算内訳書の額がそのまま契約額になるとは限らないこと。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約保証金 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(4) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更又は削除を行うことがある。

(5) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表する。

6 公正な企画コンペ実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ① 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- ② 提出書類は返却しない。
- ③ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) 企画コンペ参加に要する経費について

企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) その他

- ① 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- ② 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。
- ③ 参考：本企画コンペに関するスケジュール
 - ・ 質問票提出期限 3月3日（月）
 - ・ 質問事項に対する最終回答期日 3月5日（水）
 - ・ 企画コンペ参加申込書等提出期限 3月6日（木）
 - ・ 企画提案書等提出期限 3月10日（月）
 - ・ 企画提案選考 3月中旬
 - ・ 受託候補者決定 3月下旬
 - ・ 契約締結 4月1日（火）（予定）

【様式1】

会社名等： _____
担当部門： _____
担 当 者： _____
メールアドレス： _____
TEL： _____
FAX： _____

県内企業インターンシップ等促進事業に係る業務

企画コンペ実施要領等に関する質問票

No	資料名称	該当項目（該当頁）	質問内容
1			
2			
3			
4			

〔留意事項〕

- ・ 資料名称の欄には、質問の対象となる資料の名称（実施要領又は業務仕様書の別）を記入すること。
- ・ 提出期限内に提出のこと。期限を過ぎたものは受け付けない。
- ・ 原則として電子メールで送付のこと。（アドレス：AE0005@pref.iwate.jp）

【様式2】

令和 年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

住所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

企画コンペ参加申込書

「県内企業インターンシップ等促進事業に係る業務」の企画コンペに参加したく、関係書類を添えて下記のとおりに申請します。

記

1 宣誓

「企画コンペ実施要領」の「2 企画コンペの参加要件等」に定める次の内容について、虚偽がないことを宣誓します。

- (1) 岩手県内に本社、支社、主たる営業所又はこれに類する事業拠点を有し、本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に關与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (6) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) (6)までの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

2 添付書類

- (1) 参加者の組織等に関する事項調書【様式3】
- (2) 直近の財務諸表

【様式3】**参加者の組織等に関する事項調書**

商号又は名称	
代表者職・氏名	
所在地	〒
設立年月	
従業員数	
業務内容	
委託業務を確実に実施・履行するための組織体制	
過去5年間の主な同種業務受託実績	
【本申請の窓口となる担当者名】 所属 職 氏名 電話 ファクシミリ E-mail	

【様式4】

積 算 内 訳 書

令和 年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

住所
商号又は名称
代表者職・氏名



業務名：県内企業インターンシップ等促進事業に係る業務

項目	内訳（数量、単価、金額）	備考
消費税		
合計		